

第3目標 「親子に安心な生活環境」を実現する“えひめ”

【現状と課題】

平成15年に戦後最多（27,380件）を記録した刑法犯認知件数は、令和6年末時点で約4分の1の6,937件（1日平均約19件：多くが窃盗犯）まで減少していますが、各種街頭犯罪や特殊詐欺などこども・若者の身近なところで発生する犯罪は依然として後を絶たず、日常生活の一部となったサイバー空間の脅威が深刻化するなど、こどもに不安を感じさせる犯罪は悪質・多様・巧妙化しています。また、通学路及び園外活動時における交通事故が多発しており、特に、登下校中における安全確保が課題となっています。

このため、「愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」（平成25年条例第25号）及び、平成30年6月に決定された「登下校防犯プラン」（平成30年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）に基づき、こどもを犯罪等の被害から守るため、地域社会全体でこどもの安全確保に向けた取組を推進しているところであり、引き続き、こどもが安心して生活できる安全な地域づくりに努める必要があります。

また、こども・若者に対する性犯罪・性暴力は、被害当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為であることから、つきまとい等に対する取締りや不審者等に関する情報発信などの被害防止とともに、被害者の安全確保や健康の回復など被害直後からの総合的な支援が必要です。

さらに、テレビや雑誌、インターネット、スマートフォンの普及など、様々なメディアから、性、飲酒・喫煙や薬物、暴力、不良行為、非行行為等の有害情報が氾濫しており、少年犯罪の凶悪化も深刻化しているため、こうした有害環境の浄化に取り組む必要があります。

こども・若者の尊い命が自殺で失われることがないように、心の危機に陥った際のSOSの出し方など誰もが自殺に追い込まれない自殺予防対策の推進が必要です。

交通ルールを守る習慣を身につけていないこどもの外出は大変危険なため、交通安全に必要な能力が未発達なこどもが事故に遭うことのないよう、交通安全教育の徹底や道路環境等の整備充実も必要です。

こどもを交通事故から守る活動において、家庭や保護者が果たす役割は極めて大きなものがありますが、チャイルドシート等の着用率が低いなど、保護者が果たすべき交通事故防止措置が十分講じられていない状況にあることが指摘されています。

このため、保護者が事故防止対策を正しく認識したうえで適切な対応を図り、できる限りの事故防止対策を講じることが必要です。さらに、近年の大規模災害（地震・台風・集中豪雨等）の多発状況を踏まえ、家庭内においても、万一の事態に備えた安全・安心の確保を図る必要があります。

【具体的な施策】

③-9 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

ア こども・若者の自殺対策

◎こども・若者の自殺死亡率の減少に向けて、県民の自殺予防に対する正しい知識の普及啓発・周知に努めます。

◎尊い命が自殺で失われることがないように関係機関と連携を図りながら、SOSの出し方に関する教育をはじめとする自殺予防対策の推進に努めます。

イ こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

- ◎こどもや保護者に対する情報モラル（情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度）教室を積極的に実施します。
- ◎児童生徒が情報の有用性や役割、情報モラルの必要性、情報化のもたらす影響などを認識しつつ、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を通して、主体的に情報を収集・処理・発信できる能力の育成に努めます。
- こども、保護者や学校関係者等に対して、インターネットを通じた犯罪被害を防止するための広報啓発活動等を推進します。
- 成年年齢引き下げに対応した消費者教育の推進により、インターネット関連のトラブルの未然防止や対処方法等をはじめ、消費者の権利と責任についての理解を促進し、消費者として主体的に判断・行動し得る能力を育成していきます。
- スマートフォンの急速な普及も相まって、インターネット利用を含むデジタルコンテンツに関する相談がこども・若者から多く寄せられていることから、教育機関等とも連携しながら、社会生活上必要な知識や消費者トラブル時の対処方法等を習得する機会の提供に努めます。
- ◎こども・若者がインターネット上に蔓延する違法・有害な情報に触れる機会が増大し、こども・若者自身がインターネットに起因する犯罪被害に遭うケースも増加するとともに、犯罪が巧妙化する中、青少年インターネット環境整備法の趣旨を踏まえ、青少年を守り、安全・安心にインターネットを利用できるよう取組を進めます。
- 出会い系サイトの利用に起因する児童の被害を防止するため、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」の効果的運用を図るとともに、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」や「児童買春・児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」、「愛媛県青少年保護条例」等各種法令の適正な運用を図ります。
- こどもにスマートフォンや携帯電話等を持たせる際の保護者の責任の自覚やルールづくりなどを関係機関と連携・協力して啓発するなど、安全・安心な利用を進めます。
- 愛媛県青少年保護条例において、フィルタリングサービスの利用及びフィルタリングの有効化措置を徹底するため、携帯電話販売事業者等に対しフィルタリングの説明責任の強化及び保護者にはフィルタリングを利用しない場合の申出書面の提出義務など関係者等に対して必要な措置・対策を求めます。

ウ こども・若者の性犯罪・性暴力対策

- 性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等に対する取締りを推進します
- 犯罪や不審者に関する情報のタイムリーな発信に努めます。
- ◎不審者対応訓練や防犯教室等を通じてこどもの危険回避能力の向上に努めます。
- 性暴力被害者に対し、「えひめ性暴力被害者支援センター（ひめここ）」で、24時間・365日相談受付体制による被害直後からの総合的な支援を可能な限り1か所で開催することにより、被害者の安全の確保と再被害の防止を図るとともに、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復と被害の潜在化防止を図ります。
- センター（ひめここ）が性暴力に関するワンストップの相談窓口・拠点として機能するため、関係機関・団体で構成する連携機関会議を開催するとともに、中核的な役割を担う4者間（県、県警察本部、県医師会、愛媛弁護士会）で締結した「性暴力被害者支援における連携・協力に関する協定」に基づき、被害

者に軸をおいた総合的な支援に努めます。

- 国の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、切れ目のない被害者支援の確立を図るとともに、加害者にも被害者にも傍観者にもならないための啓発活動の強化に努めます。
- 若い世代等が身近で安心して相談できるよう、センターの広報・周知を図ります。
- こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の活用に向けた周知に取り組みます。

エ 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備

① 有害情報の浄化

- 青少年保護条例等に基づき、有害情報からの青少年の保護を図ります。
- あらゆる機会を捉えた幅広い啓発を行い、青少年をはじめ、保護者や健全育成関係者、地域住民等を対象とした県民大会や啓発講座（出前講座）等の開催、啓発資料の作成・配布等を行い、青少年を取り巻く有害情報に対する積極的な対策に取り組みます。
- 少年関係ボランティア等、地域ぐるみによる有害環境の実態把握及び環境浄化活動などを推進し、青少年の健全育成を図ります。
- 各種法令等に基づく規制に合わせ、関係業者への指導強化の徹底と自主規制の促進を図ります。
- 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書やDVD等の氾濫や、インターネット等のメディアでの有害情報の出現に加え、刃物類の「有害がん具類」としての顕在化など、青少年を取り巻く環境に対応するため、事業者をはじめ県民全体に対し、愛媛県青少年保護条例の一層の周知を図り、厳正に運用します。
- 青少年が携帯電話等を購入する際に、販売事業者にフィルタリングサービス等の説明を義務付けるなど、フィルタリングの利用を働き掛けるほか、保護者や教職員青少年健全育成関係者等を対象とした対策講座や啓発活動を行うなど、インターネット上の有害情報から青少年を保護します。
- 発達の段階に応じて、ネットトラブル等に対応する力や情報の真偽を見極める力を育成する情報教育を推進します。
- PTAや愛護班、少年補導関係機関など、関係団体と連携を密にし、青少年をとりまく環境の浄化活動に努めます。

② 問題行動への適切な対処

- 小・中・高校生の重大な問題行動に対して「学校トラブルサポートチーム」を派遣し、学校による早期解決を支援します。
- 「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、学校・家庭・地域・関係諸機関の連携の下、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進します。
- 児童相談所、児童家庭支援センターにおいて、関係機関と連携した相談支援活動の充実に努めます。
- 少年は改善可能性が高い（可塑性に富む）等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、刑事司法関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間の団体等と連携した支援に努めます。
- PTA、県警察本部、県教育委員会からなる「児童生徒をまもり育てる連絡会」を開催し、情報の共有化を図るとともに、警察との連携による「えひめ児童生徒をまもり育てるサポート制度」を運用するなど、ネットワークづくりを推進します。
- 事業所と連携したこどもの見守り活動や住民等の自主防犯活動、防犯設備・機

器等の導入を促進します。

- 様々な機会を捉え、効果的な交通安全教育を実施するとともに、歩行者・自転車にやさしい交通安全施設の整備に努め、交通事故防止環境づくりを推進します。

③ 事業所と連携したこどもの見守り活動の促進

- こどもが犯罪等に遭った時の緊急避難場所やこどもの見守り活動を行う事業所等の参加促進に努めます。

④ 住民等の自主防犯活動の促進

- 各種広報媒体を通じて、迅速な不審者情報等の提供に努めます。
- 防犯パトロール活動の確保・推進を図るため、地域や防犯ボランティア団体等との連携を強化します。

⑤ 防犯設備・機器等の導入促進

- 犯罪の未然防止に役立つ防犯カメラ等の防犯設備を通学路や公園等に設置することを推進します。
- マンション業者等と協力して、侵入犯罪に強いマンション等、共同住宅のあり方の研究を推進します。
- 防犯性の高い建物部品を優良防犯機器として、その普及を県民に呼びかけます。

⑥ こどもを犯罪等から守るための活動の推進

- 犯罪や不審者に関する情報のタイムリーな発信に努めます。
- 不審者対応訓練や防犯教室等を通じてこどもの危険回避能力の向上に努めます。
- インターネットを介した情報化社会の進展により、児童生徒の行動範囲が広がり、学校だけでは児童生徒の行動を把握しにくい状況となっていることから、学校と警察の連携による「えひめ児童生徒をまもり育てるサポート制度」を適切に運用し、児童生徒の非行等の問題について連携することにより、問題の所在を相互に理解し、それぞれの役割を果たしつつ、非行や被害のより効果的な未然防止、児童生徒の立ち直り支援等を実施します。
- 近年の児童生徒に係る安全管理や非行の低年齢化などに対応するため、「児童生徒をまもり育てる連絡会」を開催するなど、教育関係者、警察、家庭及び地域との連携を強化します。
- 学校と警察等が連携し、非行防止教室等の開催を通じて、児童生徒に対し、社会のルールを守ることや自分の行動に責任を持つことを教え、規範意識を養い、児童生徒の健全な育成に取り組みます。
- 民生・児童委員や主任児童委員児童相談所等の児童福祉関係機関、市町と学校等の教育機関とのつなぎ役を果たすスクールソーシャルワーカーを配置するなど連携強化に努めます。
- 思春期特有の精神的な悩みや不安に対する専門的な相談体制を整備すること等により、思春期を中心とした青少年の健全な育成に取り組みます。
- 若者の身近なコミュニケーション手段であるSNSを活用した相談窓口やフリーダイヤルの電話相談窓口等における相談対応により、若者の自殺防止に努めるとともに、自殺予防週間・自殺対策強化月間中の啓発事業等を通じて、精神保健における相談体制の充実等に取り組みます。
- 「犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」に基づき、自主的な防犯活動や犯罪の防止に配慮した環境整備の促進などを図るとともに、安全・安心に関する情報提供を積極的に行います。

⑦ 少年サポート活動の充実

- 少年のいじめや非行問題等に関する相談に対して、臨床心理士の資格を有する少年補導職員等が適切に対応するとともに、少年の立直り支援等のサポート活動の充実強化に努めます。

⑧ こどもの交通事故の防止

- 様々な機会を捉え、効果的な交通安全教育を実施します。

- 交通指導員、セーフティーリーダー、安全運転管理者等、交通安全指導者を育成します。
- 中学・高校の学校単位で、自主的活動を通じた交通安全教育を実施するマナーアップクラブの活動を支援します。
- 「児童・生徒にかかる自転車の交通違反情報学校連絡制度」を効果的に運用し、自転車を利用するこどものルール遵守とマナー向上を図ります。
- 交通事故分析の高度化と分析結果の広報に努めます。
- 自転車利用中の万が一の交通事故に備え、ヘルメットの着用促進を図ります。

⑨ **交通事故防止環境づくりの推進**

- 歩行者・自転車に優しい交通安全施設の整備に努めます。
- 通学路の安全確保のため、歩道整備等に取り組みます。
- 市町とも連携し、保育施設や学校施設等におけるブロック塀をはじめとする施設の点検・安全対策を推進します。

⑩ **交通事故の防止対策**

- すべての座席のシートベルト・チャイルドシート 100%着用運動のほか、各種交通安全運動等の機会を通じ、チャイルドシート等の正しい使用や着用率向上を啓発します。
- 交通安全母親講習会や各種交通安全運動等の機会を通じ、チャイルドシート等の助成等制度を広報します。

⑪ **災害時における乳幼児・障がい児等の安全・安心の確保**

- 防災意識啓発講演会や減災キャンペーン等の啓発事業を通じ、家庭内の安全空間の確保や必要な食料・生活必需品等の備蓄などの自助対策の実践を県民や自主防災組織に働き掛けるとともに、日頃からの避難訓練等への参加を促すなど、家庭における防災力向上を促進します。

オ **非行防止と自立支援**

① **非行防止**

- すべての県立高校等で非行防止教室を開催します。
- 児童相談所における相談支援体制、児童家庭支援センターにおける連絡会の充実に支援します。
- 少年補導センターの運営を支援するとともに、少年補導委員の資質向上のための研修を実施します。

② **少年補導活動への支援と相互連携**

- 多様化、広域化する少年非行の実態や少年の特性についての理解を深め、補導活動に必要な知識・技能の習得など資質の向上を図るとともに、市町が設置する少年補導センターの運営や少年相談・補導活動等を支援し、相互に連携した補導活動を推進していきます。
- 街頭補導・少年相談などのあらゆる機会を通じて、非行少年等の早期発見や対応、被害少年の保護育成に努めるとともに、社会規範を守ることの大切さなどを教え、こども・若者の正義感、自己抑制力等を養い、犯罪に巻き込まれないための能力を育成し、非行・被害防止対策の推進に努めます。

③ **被害少年保護対策の推進**

- 少年サポートセンター分室（愛称：ひめさぼ）の周知を図るとともに、少年心理専門員及びカウンセリングアドバイザー等の効果的な活用により、被害少年に対する相談、カウンセリング活動を推進します。
- 相談、カウンセリングに当たっては、関係者のプライバシーに配慮するとともに、必要に応じて臨床心理学、精神医学等の専門家の助言を受けるなど、被害少年の特性に配慮した支援を推進します。

④ **覚醒剤・シンナー等薬物乱用防止対策の推進**

- 少年や保護者等に対して、大麻、覚醒剤等の薬物の有害性・危険性を広報啓発

し、薬物乱用を拒絶する規範意識の醸成に向けた取組を推進します。

- 関係機関や団体で構成する連絡会議を開催し、対策方針の協議・情報の交換を図り連携の強化に努めます。
- シンナー等有機溶剤取扱業者に対し、乱用のおそれがある青少年への販売自粛や盗難の防止、対面販売の実施、販売先名簿の記帳等についての指導を行います。
- 危険ドラッグに含まれる成分のうち、県内で乱用されるおそれがある物を知事指定薬物に指定し、製造、販売等の規制を行い、危険ドラッグ販売店へは商品の販売中止等について指導、取締りを行います。
- 愛媛県薬物乱用防止指導員協議会及び 地区協議会による組織的な啓発活動を充実強化し、地域に根ざした薬物乱用の未然防止と意識啓発を図るとともに、「薬と健康の週間」等の関連行事を利用して乱用防止啓発活動を行います。
- 警察等関係機関と連携し、小・中・高校生に対する薬物乱用防止教室を各学校で開催するなど、薬物乱用防止教育の充実を図ります。
- 「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、保健学習や特別活動等を通じて薬物乱用防止に関する指導の充実を図ります。
- 青少年による薬物乱用の根絶を図るため、高校生、大学生に対する薬物乱用防止啓発活動を強化します。
- 危険ドラッグや市販薬の乱用（オーバードーズ）の危険性等を一般県民に周知するため、啓発活動を行います。
- 県下6保健所と心と体の健康センターにおいて、広く一般県民や薬物依存者及びその家族等からの薬物関連等相談に対応するとともに、薬物依存者等の社会復帰の支援と再乱用の防止を推進し、薬物乱用防止の徹底を図ります。
- 県薬務衛生課及び保健所に危険ドラッグ相談窓口を常時開設し、危険ドラッグに関する相談、情報提供等を受け付けます。
- 心と体の健康センターは、依存症相談拠点として、回復支援プログラムを実施し、薬物等の依存症者の社会復帰を支援します。
- 薬物依存症における治療拠点及び専門医療機関を選定し、診療体制の充実・強化を図ります。
- 民間団体の活動に対する支援を行い、薬物依存症者の回復に向けた支援の充実を図ります。
- 薬物乱用少年の早期発見や乱用防止のため、街頭での補導活動やサイバー空間におけるパトロールを強化します。

⑤ 非行少年の立ち直り支援の推進

- 各警察署及び警察本部において、少年や保護者からの相談に応じて、非行少年に夢や希望を与え、社会性の確立や規範意識の啓発を図るなど、少年の立ち直りを図るための効果的な活動を推進します。
- 学校・家庭・地域で適応できない児童や環境上の理由により生活指導等を要する児童の自立支援のため、県立えひめ学園において、社会性を確立し、規範意識を養うなど、児童の心身の健全な育成に向けた取組を推進します。
- 愛媛県更生保護女性連盟をはじめとする更生保護団体等が実施する非行防止活動や非行少年の立ち直り支援活動に対して、休眠預金等活用制度など各種助成制度等の情報提供も行うなど、その活動を促進します。
- 愛媛県再犯防止推進会議の刑事司法関係機関や団体等との連携を強化し、非行少年が孤立することなく、必要な支援を円滑に受けることができるネットワークの構築やオンラインによる研修会の実施など、地域の支援機関職員・民間協力者の知識、対応力の向上に努めます。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
20	十代の自殺死亡数	6 人 (R5)	減少 (R11)	健康増進課
21	児童生徒等に対する情報モラル教室の実施回数	279 回 (R5)	290 回 (R11)	人身安全対策・少年課
22	県のデジタル・シティズンシップ育成アプリを授業等で活用した小中学校の割合	100.0% (R5)	100.0% (R11)	義務教育課
23	ネットトラブルにあっていない児童生徒の割合（小4～中3）	88.5% (R5)	93.7% (R11)	義務教育課
24	まもるくんの車（こどもの見守りを行う営業用車両）の登録数	7,489 台 (R6)	増加 (R11)	生活安全企画課
25	不審者対応訓練の実施回数	358 回 (R5)	増加 (R11)	生活安全企画課
26	LED信号機の整備数	15,903 灯 (R5)	増加 (R11)	交通規制課
27	チャイルドシート等の着用率	81.1% (R6)	100.0% (R11)	消防防災安全課
28	県立学校等での非行防止教室の開催率	100.0% (R6)	100.0% (R11)	高校教育課